平成２５年（フ）第１４４号
札幌市清田区平岡２条３丁目１番５号　北一ハイムＡ－２－Ｂ号
債務者　大澤　貞子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４９号
札幌市東区北22条東13丁目３番１―501号
債務者　吉田いずみ（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５６号
北海道北広島市大曲並木１丁目８番地４　アリコベール大曲
債務者　松田美津雄
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０５号
札幌市豊平区西岡２条10丁目７番５号
債務者　村田　和俊
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３４号
札幌市東区中沼西５条１丁目５番７号
債務者　海老名　修
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８３号
札幌市白石区栄通16丁目３番８号　メゾンブルームＤ号
債務者　佐賀　祐之
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８４号
札幌市白石区栄通16丁目３番８号　メゾンブルームＤ号
債務者　佐賀　るみ
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１１号
札幌市豊平区美園２条６丁目１番５号　セトル美園402号
債務者　亀谷　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３７号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目13番17号　コーポのぞみ202号
債務者　成松　泰子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４４号
札幌市豊平区西岡５条１丁目２番８―303号
債務者　三輪　　豪
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８４号
札幌市中央区南11条西７丁目１番11―407号
債務者　松山　智彦
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
北海道紋別市緑町３丁目２番４―202号
債務者　高柳むつ子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第４５号
群馬県高崎市飯塚町1555番地９　ライフシャトー203号
債務者　佐藤　吉彦
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７２号
埼玉県川越市南大塚２丁目12番地17　南ハイツ101号室
債務者　須崎健一郎
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８６号
埼玉県所沢市上新井４丁目52番地の19　エレガンスハイムＣ―203
債務者　根岸　美優（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８９号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜522番地の１朝日フレール真鶴708
債務者　西郷　正人
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１０号
愛知県豊田市青木町１丁目71番地10
債務者　安田佐恵子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係